

# 水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA 対応事例について



国土交通省は、水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合等に水道事業者等が取ったこれまでの対応事例について、「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」として取りまとめ公表しました。

## 【概要】

有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAは、水道水において2020年度に水質管理目標設定項目として設定され、PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L以下が暫定目標値とされています。水道水において暫定目標値である50ng/Lを超過する事例が昨年度までに確認されたことから、水道事業者等が取りうる方策等に関して参考となる資料を提供するため、国土交通省は、水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例12例を、「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」として取りまとめ公表しました。

## 〔対応事例12例の水道事業者等〕

- ・ 大規模事業者（現在給水人口25万人以上、水道用水供給事業）
  - ①長野県長野市、②兵庫県明石市、③沖縄県企業局
- ・ 中規模事業者（現在給水人口5万人以上25万人未満）
  - ④神奈川県座間市、⑤群馬県渋川市、⑥岐阜県各務原市⑦愛知県北名古屋水道企業団、⑧三重県桑名市、⑨大阪広域水道企業団（四條畷水道事業）、⑩兵庫県宝塚市
- ・ 小規模事業者（現在給水人口5万人未満）
  - ⑪岡山県吉備中央町、⑫沖縄県金武町

※対応事例で取り上げられたすべての水道事業者等において、現在、暫定目標値以下で管理されています。

当社では、水道水中のPFOS及びPFOAの分析を行っています。詳しくは、当社分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年11月29日付 国土交通省報道発表資料](#)